ト　当該投資事業有限責任組合が実施する特定研究成果活用支援事業の収益の目標を定める書類
チ　当該投資事業有限責任組合が支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類
リ　当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
ヌ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
(1)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
(2)　法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
(3)　その役員のうちに前号ル(1)から(6)までのうちいずれかに該当する者があるもの
ル　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員（申請者が組合成立予定者である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員になろうとする者）が次のいずれにも該当しないことを証する書類
(1)　暴力団員等
(2)　法人でその役員のうちに(1)に該当する者があるもの
(3)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

3　第一項の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、十五年を超えないものとする。

（特定研究成果活用支援事業計画の認定）

第三条　主務大臣は、法第二十条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第20条第１項の規定に基づき同法第２条第７項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

（認定特定研究成果活用支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　認定特定研究成果活用支援事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定研究成果活用支援事業者は、速やかに、様式第四によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　法第二十一条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定研究成果活用支援事業者は、様式第五による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書及びその写しの提出は、変更前の認定特定研究成果活用支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。

4　第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施した期間を含め、二十年を超えないものとする。

5　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条第１項の規定に基づき認定する。」

6　主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第六による書面を当該認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

7　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第七により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

（認定特定研究成果活用支援事業計画の変更の指示）

第五条　主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該変更を指示する認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

（認定特定研究成果活用支援事業計画の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を当該認定が取り消される認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消しの日付、当該認定が取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条　認定特定研究成果活用支援事業者は、認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

2　前項の報告には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合　次に掲げる書類
イ　当該法人の定款の写し
ロ　当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
ハ　当該法人が第二条第二項第一号ヌ(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと並びに当該法人の役員が同号ル(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを証する書類
二　認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合　次に掲げる書類
イ　当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
ロ　当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下このロにおいて「財務諸表等」という。）及び財務諸表等に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）
ハ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が第二条第二項第二号ヌ(1)から(3)までのいずれにも該当しないこと及び当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が同号ル(1)から(3)までのいずれにも該当しないことを証する書類

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。